

犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針

熊 本 県

平成17年4月

犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針

目次

頁

I	基本方針策定の背景	-----	1
II	犯罪の起きにくいまちづくりの基本的な考え方	-----	1
III	県民、事業者、県の役割	-----	2
IV	施策の方向性	-----	2
	1 地域の連帯力強化による犯罪の起きにくいまちづくりの推進		2
	2 子どもから高齢者までの安全確保の取組強化	-----	4
	3 防犯に配慮した施設の普及等	-----	5
	4 支援システムの充実	-----	6
V	基本方針の推進に向けて	-----	7
○	「犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針」の 用語解説	-----	8

犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針

I 基本方針策定の背景

本県における刑法犯認知件数は、平成12年から4年連続して増加を続け、平成15年には28,973件と過去最高となっています。平成16年は25,628件と前年に比べ減少していますが、21,000件前後で推移していた平成11年以前に比べると、依然として高水準にあります。このうち、窃盗犯が全体の約8割を占め、私たちの身近なところで発生する空き巣、車上ねらい、ひったくりなどの街頭犯罪等^(※1)が6割を超えている状況にあります。また、路上での声かけに端を発した児童誘拐事件、振り込め詐欺をはじめとした新たな手法での犯罪など子ども^(※2)や高齢者等が被害の対象となる事件が増加しており、安全・安心に対する県民の不安が増大しています。

犯罪の増加の背景としては、地域社会の連帯感の希薄化により地域^(※3)の防犯力が低下していること、個人の防犯意識の低さが影響していることなどがあると考えられます。このため、地域での見守り、子どもに対する安全教育や高齢者等へ注意を促すための情報提供など、犯罪の機会を与えない、安心できる地域社会づくりに向けた取組が必要になっています。

また、犯罪の発生した場所に注目すると、住宅、駐車場、路上における犯罪が約6割を占めている状況にあることから、地域住民、事業者、行政等が連携・協働して、見通しの確保など防犯に配慮した施設等の普及に努めていく必要があります。

以上のようなことから、県では、犯罪が起きにくい安全で安心なまちづくり（以下「犯罪の起きにくいまちづくり」という。）を地域一体となって総合的かつ効果的に推進することとし、この基本方針において、その取組の基本的な考え方や施策の方向性等を定めることとしました。

II 犯罪の起きにくいまちづくりの基本的な考え方

子どもから高齢者まで県民一人ひとりが24時間365日安全で安心して暮らすことのできるという安全・安心の確保は、暮らしや社会経済の原点であり、誰もが暮らしやすい社会を創造するというユニバーサルデザイン^(※4)の考え方によるまちづくりを進めるうえで不可欠です。そのためには、防災、交通安全、生活衛生や食の安全安心の確保などとともに、犯罪の起きにくいまちづくりを進めなければなりません。地域住民等の「地域の安全は地域で守る。」という意識を高め、地域の実態に応じた防犯、安全活動を通じ、希薄化している地域の連帯力^(※5)の強化を図るとともに、県民、事業者等とのパートナーシップを大切にしながら、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組みます。

Ⅲ 県民、事業者、県の役割

犯罪の起きにくいまちづくりを進めていくためには、県民、事業者、県等がそれぞれの役割を認識し、かつ、有機的に連携して、地域一体となった取組を実践していくことが重要です。

1 県民の役割

県民は、犯罪の被害を受けないために防犯意識を持ち、相互に理解し、協力しあつて、犯罪の起きにくいまちづくりに向けた地域の諸活動に自主的に参加するよう努めるとともに、県が実施する施策に協力することが期待されます。

2 事業者の役割

事業者は、事業所における防犯体制を整備し、事業活動においても犯罪の起きにくいまちづくりのための必要な措置を講ずるように努めるとともに、地域の諸活動に参加することや県が実施する施策に協力することが期待されます。

3 県の役割

県は、防犯意識の普及啓発、自主防犯活動の促進、防犯に配慮した施設の普及など、犯罪の起きにくいまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施します。

その実施に当たっては、県民等、事業者及び市町村と相互に連携を図ります。

Ⅳ 施策の方向性

本県における犯罪の現状やそれを取り巻く状況等を踏まえ、県が行うべき施策の方向性を次のとおり定めます。

1 地域の連帯力強化による犯罪の起きにくいまちづくりの推進

地域の連帯力の低下が犯罪増加の主な要因の一つとなっています。そのため、一人ひとりの防犯意識の高揚や地域での自主防犯活動の促進等により、地域の連帯力を強化し、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

(1) 一人ひとりの防犯意識の高揚

ア 防犯対応マニュアルの策定と啓発活動の推進

県民が犯罪の被害を受けないために、各自が防犯意識を持ち、より適切な対応がとれるよう防犯対応マニュアルを策定し、啓発を進めます。

イ 地域での防犯教室の開催

警察や防犯活動アドバイザー^(※6)、地域防犯リーダー等の協力を得て、地域での防犯教室を開催し、防犯意識の高揚や家庭での防犯対策を促進します。

(2) 地域での自主防犯活動の促進

ア 地域防犯リーダーの育成

地域防犯リーダーを育成するための研修を実施します。地域防犯リーダーは、防犯に関する理解と知識を生かして、地域の自主防犯活動の中核となって地域での防犯活動を推進します。

イ 地域防犯活動マニュアルの作成

犯罪の起きにくいまちづくりに向けた地域の具体的取組を進めるためのマニュアルを作成し、自主防犯活動の取組などを支援します。

ウ 警察や防犯活動アドバイザー等による防犯活動支援

地域での自主防犯活動の促進、活性化を図るため、警察や防犯活動アドバイザー等が地域で取り込まれる自主防犯活動に対して助言や支援を行います。

エ 自主防災組織等地域組織との連携

自主防災組織など既に存在する地域コミュニティ組織との連携による自主防犯活動を促進します。

(3) 事業者の防犯対策の促進

ア 講習会等による防犯意識の向上

事業者に対する防犯講習会等を実施し、事業者の防犯意識の高揚及び事業者による従業員への防犯教育の促進を図ります。

イ 情報提供による防犯対策の促進

各種事業者団体等を通じて、犯罪情報、防犯カメラなどの防犯設備機器に関する情報、各種防犯対策に関する情報などを事業者に提供し、事業活動における防犯対策の取組を促進します。

(4) 家庭、地域及び学校における非行防止対策の充実

ア 家庭教育力の向上

家庭での子どもの教育は、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、社会生活を営むための基礎的なルールやマナーを身に付けるうえで重要な役割を果たしており、家庭教育に関する啓発活動の充実などにより、家庭教育力の向上を図ります。

イ 地域での非行防止対策の推進

地域住民による街頭補導や環境浄化活動、子どもへの声かけなどを促進するとともに、地域での奉仕活動・体験活動・世代間交流活動等を通じて地域で子どもを育てる環境を整え、子どもたちの豊かな心を育みます。

ウ 学校での心の教育の充実

学校では、道徳教育、特別活動など、教育活動全体を通じて子どもの豊かな心を育むとともに、自分を律する心や規範意識を育て、家庭、地域社会、関係機関等と連携・協力して、子どもの健全育成を図ります。

2 子どもから高齢者までの安全確保の取組強化

犯罪に巻き込まれやすい子どもや高齢者等の安全確保のため、子どもへの安全教育や高齢者等への支援充実に努めます。

(1) 乳幼児の安全確保についての保護者等の意識啓発

乳幼児の放置などによる事故や事件の発生を防止するため、乳幼児の安全確保について、保護者の意識啓発を図ります。

また、地域における見守り、事業者による事業所や駐車場の見回りなど、乳幼児の事故や事件の防止のための取組を促進します。

(2) 子どもに対する安全教育の充実

不審者による連れ去り、暴力、わいせつな行為などの犯罪に子どもがあわないように、学校、施設等における年齢に応じた自分の身を守るための安全教育を充実します。

(3) 学校や施設等の危機管理の徹底及び通学路の安全確保の取組促進

学校や施設等における子どもの安全の確保を図るため、危機管理マニュアルに基づく教職員、保護者、地域住民及び警察が一体となった取組の徹底を促進します。

また、通学路については、児童、生徒の安全確保を図るため、保護者、地域住民、学校及び警察との連携のもとに、登下校時の通学路に立っての声かけや見守り、防犯マップ^(※7)作成など安全確保の取組を促進します。

(4) 児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）^(※8)の防止対策の充実

児童虐待については、関係機関による虐待防止ネットワークの構築と活動の充実により防止対策に努めるとともに、地域での日常的な子どもの見守りを通じて早期発見・早期対応を図ります。

DVについては、暴力による被害発生の未然防止、被害発生時の早期相談、暴力の発見者による通報等の啓発活動を行うとともに、県女性相談センターや県女性総合相談室、福祉事務所等における被害者支援体制等を充実します。

(5) 高齢者や障害者等への安全対策

高齢者や障害者等が振り込め詐欺^(※9)、悪質商法などの犯罪被害にあわないよう、地域福祉活動等と連携した地域住民等による見守り、定期訪問などの取組を支援します。

また、高齢者の虐待防止や徘徊^{はいかい}のある老人の早期発見が図られるよう市町村のネットワークの取組を支援します。

3 防犯に配慮した施設の普及等

公園、道路、駐車場、共同住宅、商業施設など犯罪が発生しやすい場所や施設、住居等について、防犯に配慮した構造、設備等の普及を図ります。

(1) 防犯に配慮した施設の普及

国の基準や指針^(※10)等に沿って、計画段階から防犯について考慮し、防犯に配慮した道路、公園、駐車場・駐輪場、公衆便所、共同住宅等の普及に努めます。

(2) 地域における犯罪の発生しやすい危険箇所の把握の促進等

地域での犯罪が発生しやすい箇所の点検や、空き家等の管理状況、防犯灯設置の必要な箇所等の把握を促進し、それを踏まえた対応方策の情報提供や助言に努めます。

(3) 防犯設備機器の普及

広報紙、イベントや防犯教室等を通じて防犯性能の高い建物部品など優良な防犯設備機器についての情報提供を行い、その普及促進に努めます。

4 支援システムの充実

地域住民等の自主的な地域防犯活動による犯罪の起きにくいまちづくりの取組を促進し、支援するシステムの充実を図ります。

(1) 推進体制の整備等

ア 県民会議の設置など推進体制の整備

県民、事業者、行政等で構成され、総合的かつ効果的な活動を推進する母体となる県民会議を設置し、犯罪の起きにくいまちづくり運動の推進とそれぞれの取組の連携を図ります。また、警察や教育、福祉、消費生活、商工、土木など各行政分野との連携を図るための庁内の推進体制を整備します。

イ 市町村の推進体制の整備促進

地域の実情に応じた犯罪の起きにくいまちづくりを地域一体となって推進していくため、市町村における住民、地域団体、事業者等による生活安全推進協議会^(※11)等の組織設置を促進します。

ウ 県及び市町村間の連携促進

地域振興局単位で連絡会議を行うなど市町村との連携を促進します。

(2) 犯罪被害者の支援

犯罪被害者に対し、相談内容に応じたより適切な支援を実施していくため、(社)熊本犯罪被害者支援センター等関係機関との連携強化を図ります。

(3) 犯罪や防犯に関連する情報の提供による支援

犯罪関連情報及び防犯の取組や事例に関連する情報を広報紙、IT活用等により積極的に提供するように努め、より効果的な防犯活動を促進します。

また、防犯に係る県、市町村等の相談窓口についての情報提供を行うとともに、相談窓口相互の連携を促進します。

V 基本方針の推進に向けて

この基本方針に掲げた施策については、犯罪の起きにくいまちづくりのための県民会議において進ちよく状況を検証するとともに、課題の整理を行いながら、着実に推進していきます。加えて、施策の進ちよく状況や社会状況の変化、県民会議の意見等を踏まえ、基本方針の見直しも適宜行っていきます。

また、犯罪の起きにくいまちづくりを社会全体で将来に渡り継続的に推進していくため、条例の制定に向けて取り組みます。

「犯罪の起きにくい安全・安心まちづくり基本方針」の用語解説

※1 街頭犯罪等

公共空間や住居内など、県民の身近なところで発生し、直接、不安を与える犯罪であり、平成16年は、空き巣、車上ねらい、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、自動販売機ねらい、万引き、ひったくり、強制わいせつ及び器物損壊の10種類の犯罪が指定され、平成17年からは、強盗、忍込み及び詐欺の3種類の犯罪が追加で指定されています。

※2 子ども

18才未満を対象に用いています。

なお、「乳幼児」については、子どものうち小学校就学前を対象に用いています。

※3 地域

犯罪の起きにくいまちづくりの取組の単位としては小学校区を想定していますが、実情により広くなったり狭くなったりすることもあると考えられます。

※4 ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味します。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会のデザイン」といったより広い概念として使われています。

※5 地域の連帯力

相互扶助など地域住民同士のつながりが持つ様々な場面で有効に働く力であり、都市化の進展、個人の生活の重視、地域のコミュニティの脆弱化により連帯力が弱くなっているといわれています。

※6 防犯活動アドバイザー

地域安全パイロット地区内の地域住民、民間防犯団体等の自主活動に対する専門的助言、援助、その他の協力を行う県警察非常勤職員のことです。

※7 防犯マップ

犯罪の発生しやすい危険な箇所や実際に犯罪が発生した場所などを表した地図のことです。地域安全マップ、犯罪マップと呼ばれることもあります。

※8 ドメスティック・バイオレンス (Domestic violence/DV)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。身体的なものだけでなく、精神的なものや経済的、性的な暴力まで含む概念として用いられる場合もあります。「配偶者からの暴力」、「夫(妻)・パートナーからの暴力」として記述されることもあります。

※9 振り込め詐欺

電話で子や孫など親族を装う手口によるいわゆる「オレオレ詐欺」、誘拐を偽装した恐喝、はがき、メール等で身に覚えのない請求書を送りつける「架空請求詐欺(恐喝)」、融資を装って申込者から保証金をだまし取る「融資保証金詐欺」の総称で、銀行口座などに現金を振り込ませる点が共通していることから『振り込め』詐欺と呼ばれています。

※10 国の基準や指針

「安全・安心まちづくりの推進について」(平成12年2月24日警察庁丙生企発第47号)、「安全・安心まちづくり推進要綱」にて、見通しの確保など道路等に係る防犯基準、共同住宅に係る防犯上の留意事項が示されています。

※11 生活安全推進協議会

犯罪等の防止を目的とした条例(生活安全条例等)を制定している市町村において、生活安全施策を推進するための組織として設置されています。